

	一般の治療	治験
使用される薬	<u>厚生労働省の承認取得済み薬</u> には商品名がついている	<u>厚生労働省の承認取得前</u> 薬に商品名はなくコード名で区別する。
薬を使う目的	<u>治療</u> を目的とする	<u>試験</u> を主な目的とする (治療的側面もある)
病院	希望すれば、 <u>どこの病院でも治療を受けられる</u>	その <u>治験を実施している病院に限られる</u> (治験実施の科のみ)
医師	<u>主治医以外の医師が診察することもある</u>	治験担当医師が一貫して診察し、 <u>担当医師以外は診察しない</u>
治療費	健康保険が適用され、 <u>一定の率で治療費を負担する</u>	治験薬の費用・治験薬を使用している間の <u>一部の薬代や検査費用は治験を依頼している製薬会社が負担</u>